

三世代世帯等での居住を促進する補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三世代世帯等での居住を促進する補助金(以下「三世代等補助金」という。)について、津山市補助金等交付規則(昭和42年津山市規則第13号)及び津山市林業振興補助金交付要綱(平成10年津山市告示第49号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 三世代等補助金は、世代間の相互扶助を図ることを目的で住宅を新築し、又はリフォーム工事をした者に対し必要な費用の一部を助成することにより、もって人口の維持増加を図り、津山市の活性化を促進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳に記載され、かつ当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 世代 交付を受けようとする者及びその配偶者を一つの世代とし、その直系の親・子等をそれぞれ一世代とする。ただし、配偶者がいるかどうかは問わない。
- (3) 三(二)世代世帯 前号に記載した世代のうち、三(二)つ以上の世代が同居している世帯をいう。
- (4) 子 親の一親等の卑属又はその配偶者をいう。
- (5) 孫 親の二親等の卑属。ただし、子が出産予定である場合は、申込日に子が母子健康手帳を取得していること。
- (6) 成年 年齢二十歳をもって、成年とする。また、二十歳未満であっても婚姻していれば成年とみなす。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 津山市地域材利用新築住宅補助金(以下「新築補助金」という。)の補助金交付決定及び額の確定通知書を受けた者、又は津山市地域材利用住宅リフォーム補助金(以下「リフォーム補助金」という。)の補助金交付決定及び額の確定通知書を受けた者。
- (2) 市が実施する「津山市木づかい定住促進対策補助金制度」を受けていない者。
- (3) 三世代以上で居住するため新築又はリフォームする者、又は市外から移住する者で、二世代以上で居住するため新築又はリフォームする者。

- (4) 市外から移住する場合は、新築補助金申込日、又はリフォーム補助金申込日に市外に住民票が継続して1年以上あり、市外から市内に自らが定住する目的で新築又はリフォーム工事をした者。
- (5) 三世帯等補助金申請時に、三（二）世代世帯全員の住所地が、新築住宅の住所、又はリフォームした住宅の住所であることを住民票で確認できること。
- (6) 成年である世帯員全員に市税等の滞納が無いことを書面で確認できること。
- (7) その他市長が必要と認める要件。

(補助金の額)

第5条 三世帯等補助金の交付額は、予算の範囲内で別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請書)

第6条 三世帯等補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三世帯世帯等での居住を促進する補助金交付申請書（様式1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新築補助金又はリフォーム補助金の、補助金交付決定及び額の確定通知書の写し
- (2) 世帯全員分の住民票の写し
- (3) 親と子と孫の相続関係が確認できる書類（戸籍謄本）（前号の書類で相続関係が確認できない場合）
- (4) 成年である世帯員全員分の市税等の完納証明書
- (5) 母子手帳の表紙の写し（子が出産予定の場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、三世帯等補助金の交付申請があった時は、当該申請に係る書類等の審査を行い、三世帯世帯等での居住を促進する補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条により補助金の交付決定を受けた者は、三世帯世帯等での居住を促進する交付請求書（様式第3号）により補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助対象者が、次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の方法により交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(台帳の作成)

第10条 市長は、この要領を適用して補助金の交付がされた住宅の台帳を作成しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

区 分		三世代等補助金	条件
新築補助金	30万円	300,000/戸	・三世代以上で居住するため新築又はリフォームする者
	40万円		
リフォーム補助金	5万円	100,000円/戸	・市外から移住する者で、二世代以上で定住目的のため新築又はリフォームする者 ・木づかい補助金を申請していない者
	10万円		
	15万円		

※リフォーム補助金に伴う三世代等補助金については、リフォーム総事業費を超えない範囲